

兵庫県宝塚市教育委員会

幼児児童生徒人口／総人口 26,819人/223,918人
 医療的ケアを必要とする児童生徒数 3人
 医療的ケア看護職員数 2人

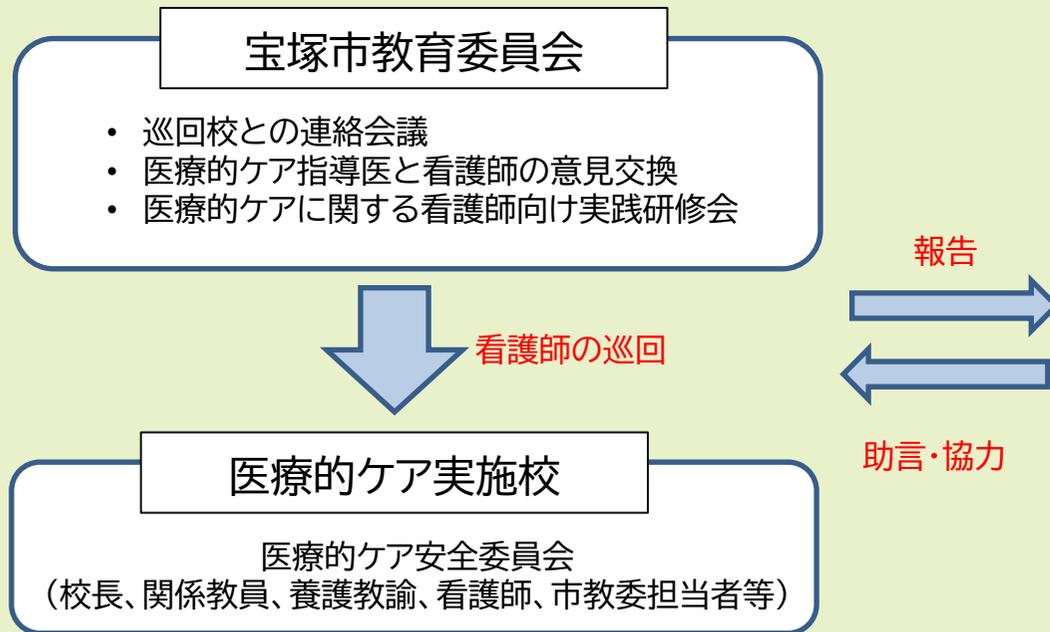
本事業の構想

各学校における医療的ケア児に関する総括的な管理体制を整備するために、教育、福祉、医療等の関係部局や関係機関、保護者の代表者などの関係者から構成する医療的ケア実施体制の整備に関する検討会(以下「医療的ケア運営協議会」という)を設置し、医療的ケアの実施体制の整備に関することを協議する。医療的ケアに精通した医師を医療的ケア指導医として委嘱し、定期的な巡回指導などの方法で、看護師や学校が医療的ケアに関する相談に対する助言などを受けることができる支援体制の充実を図るとともに、学校に配置する看護師が実践的、臨床的な研修を受ける機会を確保する。

取組の概要

課題等	1)医療的ケア運営協議会の設置及び継続的な実施(R3)(R4)(R5) 2)医療的ケア指導医の委嘱及び巡回指導の継続実施(R4)(R5) 3)ガイドラインの策定及び見直し(R4)(R5) 4)看護師及び医療的ケアに関わる職員に向けての研修の実施及び充実(R4)(R5)
事業の目標	医療的ケアの安全で円滑な実施体制の整備(R3)(R4)(R5)
取組内容	1. 医療的ケア運営協議会の継続的な運営(R3)(R4)(R5) 医療的ケア運営協議会において教育、福祉、医療等の関係部局や関係機関が連携し、実態把握を行いながら総括的な管理体制を整備する。 2. 医療的ケア指導医の委嘱及び巡回訪問の継続実施(R4)(R5) 医療的ケア指導医を委嘱し、巡回指導で各学校における医療安全等を踏まえた支援体制の充実を図る。 3. ガイドラインの策定及び見直し(R4)(R5) 医療的ケア実施のためのガイドラインを策定し、各学校でのケアの実証を踏まえて状況に応じて更新する。 4. 看護師及び医療的ケアに関わる職員に向けての研修の実施及び充実(R4)(R5) 医療的ケア支援体制の実態に即した研修を行い専門性の向上を目指す。
成果	○医療的ケア運営協議会の定期的な開催でそれぞれの状況を把握することができた。 ○医療的ケア指導医の委嘱により、各学校が医療的ケアの実施にあたって相談できる先が増え、医療的ケア看護職員にとって安心したケアができる環境を構築することができた。 ○各学校でのケアの実証を踏まえ、各担当者の役割分担等を見直すことで、より実態に即したガイドラインを策定できた。 ○医療的ケアについて、実態に即して研修を行うことができ、体制の整備や専門性の向上に役立った。

医療的ケアの実施体制等



医療的ケア運営協議会

構成員

学識経験者(看護大学教授)
 医療関係者(医療的ケア指導医・訪問看護)
 教育関係者(医療的ケア児在籍校校長)
 行政関係者(保育・発達支援センター・教育委員会)
 保護者代表

検討内容

年3回実施し、以下について検討

- 関係機関からの情報提供
- 小・中・特別支援学校の実態把握
- 保育所幼稚園の実態把握
- 未就園児の把握
- 看護師の派遣体制について
- ガイドラインについて

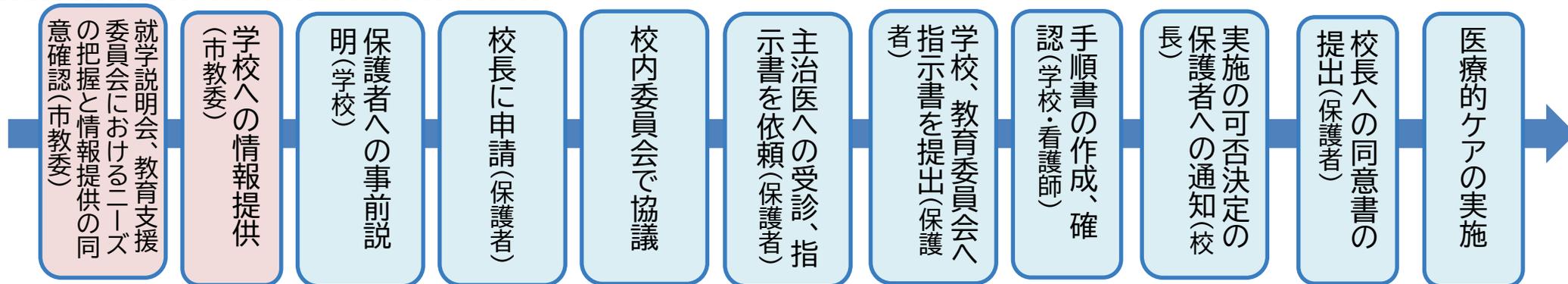
学校等における医療的ケアの実施に関する関係者の役割

教育委員会	ガイドラインの策定、看護師の確保、医療的ケア運営協議会の設置運営、医療的ケア指導医の委嘱連絡調整、研修
教員	看護師と連携し医療的ケア児の支援にあたる、緊急時の対応
養護教諭	すべての児童生徒等の健康を司る、ヒヤリハットの蓄積と分析、看護師との連携
医療的ケア看護師	指示書に基づく医療的ケアの実施、教員・保護者との情報共有、緊急時のマニュアル作成・対応
主治医	本人や学校の状況を踏まえた書面による指示
学校医	検診時の対応、地域の感染症等の状況に応じた学校での対応に関する指導助言
医療的ケア指導医	個別のマニュアル、緊急時マニュアル、学校生活におけるの注意点等の指導助言
保護者	学校との連携協力、定期的な受診・連携、健康状態の報告、ケアに必要な器具等の準備

教育委員会による医療的ケアの実施体制構築の工夫

・スムーズな情報共有と連携のため放課後児童健全育成事業の担当課を運営協議会に加えた。
 ・医療的ケア児の受入れまでの流れを再度見直し、就学時の対応についてまとめた。
 ・学校における医療的ケアの役割分担について保護者や担任の役割であいまいな部分があった。ガイドラインの内容を改めて整理し直し、それぞれの役割を明確にした。
 ・医師が不在の学校現場で安全に医療的ケアを実施するために、指導医の巡回指導及び学識経験者による研修会を行い、主治医、学校、看護師、保護者等が連携できる体制を整備した。

医療的ケア児の受入れまでの主な流れ



トピック 巡回型看護師派遣について

- ・令和5年度は特別支援学校に5名の看護師を常時配置し、小中学校には教育委員会所属の看護師2名がそれぞれ学校のニーズに合わせて巡回している。
- ・小中学校については、自己導尿が正しく安全にできているかの見守り、血中酸素濃度の数値変化のチェックが中心になる定時訪問の学校と、看護師が常時教室内で待機することが必要な学校がある。児童生徒の在校時間や登下校の時間などを考慮し、ケアの曜日や時間を決めることで少人数の看護師でニーズの異なる3名の児童生徒に対応できている。

A中学校における医療的ケアの実施・各学校における体制づくり

【医療的ケア実施体制】

看護師等の配置	ケアの種類	ケア実施頻度
常勤看護師 1名	人工呼吸器の管理 吸引等	常時見守りの上 適時実施
非常勤看護師 1名	同様	常勤の看護師が 対応できない時

【校内の検討体制・支援体制】

○校内ケース会議を学期ごとに開催し、それぞれの役割分担や実施体制の改善を図る。

【校外学習時等普段と日程が違ふときの対応】

- 学年の会議で全体の計画とともに個別の行動計画を共有。
- 修学旅行時などは主治医の指示とともに、より具体的な部分を医療的ケア指導医と確認。
- 保護者と情報を共有する。

【緊急時の対応】

- 保護者と事前に協議した上で、保護者が当該児童を迎えに来られない場合に備え、医療的ケア用品の予備を学校で保管。災害時に備えて予備の電源を確保。
- 緊急時対応マニュアルの再確認。

医療的ケア看護師等の雇用・配置方法

教育委員会に医療的ケア看護職員を配置し複数の学校を巡回

- ・A中学校3年生徒は、ストレッチャー、人工呼吸器を使用し、授業中も全介助が必要であり、看護師が常時1名は学校に待機しながら必要なケアをしている。
- ・B小学校5年の児童は、担任の見守りのもと、自分で酸素ポンベの交換を行う。手技に問題がないか支援又は見守る。2名の看護師がローテーションを組んで、週3回巡回訪問。
- ・C小学校4年の児童は自己導尿の補助のために看護師が手技及び衛生面での問題がないか支援又は見守りを週1回程度巡回訪問。当該児童は手技が身につけてきており、ケアについては自立できたので、3学期は会議のみを行う。
- ・正規看護職員がローテーションの方法や日程を月末に取りまとめ、ケアを行っている。

看護師の巡回例

月		火		水		木		金	
看護師①	看護師②	看護師①	看護師②	看護師①	看護師②	看護師①	看護師②	看護師①	看護師②
A 中学校	特別 支援 学校 応援	A 中学校	特別 支援 学校 応援	A 中学校	特別 支援 学校 応援	A 中学校	10:00 ～ C 小学校	A 中学校	特別 支援 学校 応援
	14:00 ～ B 小学校		作業 等		14:00 ～ B 小学校		特別 支援 学校 応援		14:00 ～ B 小学校

事業全体の成果・次年度以降の取組

事業全体の成果

- ・医療的ケア運営協議会を定期的に行うことで、関係機関の情報共有と連携がスムーズになり、可能な範囲でニーズの把握を行うことができた。
- ・医療的ケア指導医の訪問指導では、泊を伴う行事において、配慮が必要な場面について明確な方向性を示すことができた。教員や看護師にとって安全に行事を実施するためにはなくてはならない存在となった。
- ・看護師だけでなく教育、福祉、医療等の関係部局の職員がともに研修に参加することで医療的ケアへの理解が進んだ。
- ・就学時の説明や聞き取り、学校への丁寧な周知の結果、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の目的について、理解が少しずつ広がってきた。

課題・事業終了後の取組

- ・各学校における医療的ケア児に関する総括的な管理体制を維持するため、今年度までの取組を今後も継続する。
- ・医療的ケア運営協議会内で園児児童生徒についての把握ができるようになったが、より正確なニーズの把握を行うために、所属がない子どもを把握できるシステムの構築が必要である。
- ・今後も安全で円滑な実施体制を整備するために、市のガイドラインを策定することができたが、必要に応じて改正するとともに、学校の実態把握を行い、実施要領のモデル案を作成し周知していく必要がある。